

2020年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：120点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で3ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 この問題は、「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）及び「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）による改正後の法律に基づいて出題されている。解答においては、設問中に示されている年月日にかかわらず、上記2法による改正後の法律が適用されることを前提とすること。ただし、上記2法による改正前の法律に基づいて解答した場合であっても、採点において不利な扱いをしないよう配慮する。

(民法)

第1問

次の問いに答えなさい（なお、各問いは独立した問いである）。

(配点：60点)

問1 ある年の8月1日、AはBとの間で、Bが11月1日までにAのために漁業用の小型船舶（以下「甲」とする）を製作し、Aが甲の引渡しと引き換えに報酬1000万円を支払う契約を締結した。Bは10月20日に甲を完成させ、10月末日にAに引き渡し、Aから報酬1000万円を受け取った。Aが甲を利用して漁を行っていたところ、甲から異常に大きな機械音がすることに気が付いた。AがBに検査を依頼すると、部品（以下「乙」とする）に欠陥があることがわかった。乙は振動を和らげ音を小さくする部品であり、甲の航行又は甲による操業に必須の部品ではないが、機械音の問題を解決するには乙を交換するほかない。しかし、乙は甲の基本構造にあたる部分に固定されており、乙に代わる部品の代金は20万円であるのに対し、交換の作業には300万円が必要である。Bが甲に乙を使用したのは、乙が定評あるメーカーCの製品であったからである。

現在は同年12月10日である。AがBに対して、Bの負担で乙を交換して甲を修理するよう求めた場合、Aの請求は認められるか。結論とその法的理由を述べなさい。

問2 ある年の8月1日、Bは、Aの代理人として、Cとの間で、ダイエット飲料（以下「甲」とする）20箱を20万円で購入する契約（以下「本件売買契約」とする）を締結した。同月3日、Cは甲20箱をAに送付し、これを受けてAは、代金20万円をCの銀行口座に振り込んだ。同月18日、AおよびBは、本件売買契約がCの詐欺によるものであることを知った。このとき既に、Aは甲を5箱消費しており、Cは自らの口座に振り込まれた代金を含む預金の全額を引き出し、そのすべてを借入金の返済としてDに交付していた。以上の事例について、以下の(1)および(2)に答えなさい。

(1) Cの詐欺を理由として、Aが本件売買契約を取り消す意思表示をした。この場合、AおよびCはそれぞれの相手方に対して何らかの請求をすることができるかどうか、また、請求できる場合にはその具体的内容を説明しなさい。

(2) Cの詐欺を知った後に、Aが残りの甲15箱のうち3箱を知人のEに贈与していたとする。Cの詐欺を理由として、Aが本件売買契約を取り消す意思表示をした場合、AおよびCはそれぞれの相手方に対して何らかの請求をすることができるかどうか、また、請求できる場合にはその具体的内容を説明しなさい。

(民法)

第2問

以下の事実1から5までを前提として、後掲の問1および問2に答えなさい。

(配点：60点)

【事実】

1. Aは、隣接する二筆の土地（以下「甲」および「乙」とする）を所有していた。1998年2月1日に、Aは甲を600万円でBに売却し、同日中にその旨の所有権移転登記手続きに加え、引渡しおよび代金支払いが行われた。なお、甲の登記簿上の面積は正確なものではなく、実際の面積よりも広い面積が記されていた。
2. その後Bは甲上に建物（以下「丙」とする）を建て、1998年12月1日に完成した丙に同月10日から居住を始めた。丙は、甲乙間の境界を1メートルほど越境して建てられていた。乙上には、甲乙間の境界線から2メートル乙側に入ったところに、境界線に平行して走っていたかつての用水路の跡があった。Bはこれが甲乙間の境界線であると思いついていたため、丙の一部が乙上にあることを知らなかった。
3. Bは、他県に転居することになり、2001年11月1日に甲および丙を1000万円でCに売却し、同日中にその旨の所有権移転登記手続きに加え、引渡しおよび代金支払いが行われた。Cは甲および丙を購入する際、甲の状態および登記簿上の面積を確認し、Bから用水路の跡が甲乙間の境界線である旨の説明を受け、これを信じた。Cはその後、Bとまったく同様に丙に居住している。
4. 乙は空き地のままであったところ、2017年10月1日に、Dが事業所建設用地とするためにAから購入し、同日中にその旨の移転登記手続きに加え、引渡しおよび代金支払いが行われた。引渡しの際、Dは甲と乙の境界線を確認し、丙の一部が乙上にあることを知った。
5. 2019年11月1日、DはCに対し、丙の乙上にある部分を撤去するよう求めた。

問1 事実5にあるDの請求に対し、Cは、民法162条1項に基づく反論および同条2項に基づく反論を検討している。それぞれの反論が認められるか否かを検討しなさい。

問2 事実1から5までに加えて、次の【事実6】があったとする。

(民法)

【事実 6】

「Bが丙に居住を始めた直後、AはBに電話で、丙の一部が乙上にあることを告げた。翌日、Bはお詫びと土地使用料と称して金1万円をAのもとに持参し、Aはこれを受け取った。」

この**【事実 6】**は、問1で検討したCの反論の成否に、何らかの影響を及ぼすかどうかを検討しなさい。なお、Cはこの**【事実 6】**を知らなかったものとする。

<出題の趣旨等 2020年度 民法>

〔出題の趣旨〕

第1問の問1は、請負契約における注文者が有する追完請求権について基本的な理解を問う問題である。

第1問の問2は、取消権の行使により生じる原状回復請求およびその前提である取消権の存否に関する基本的な理解を問う問題である。

第2問は、所有権の時効取得の成立要件、および取得時効と不動産登記の関係に関する基本的な知識を、具体的事例に即して問う問題である。

なお、言うまでもないが、他の論述試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的な学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔配点〕

第1問 (計60点)

問1 30点

問2 30点

第2問 (計60点)

問1 50点

問2 10点

合計 120点

〔採点基準〕

第1問について

問1では、請負にも有償契約である売買の規定が準用されること(559条)、本問において仕事の目的物である甲が契約の内容に適合せず、したがって注文者は追完請求権を有すること(562条1項)を論じた上で、修補に過分の費用を要することが修補請求権に与える影響を検討することが求められる。

問2(1)では、詐欺を理由とする取消しにより生じる原状回復請求(121条の2)の当事者が本人Aおよび相手方Cであることを前提として、AがCに20万円の返還を求めることができるかどうか(Dに弁済したことをどのように考えるか)、またCがAに甲20箱の返還を求めることができるかどうか(Aが甲5箱を消費したことをどのように考えるか)を検討することが求められる。問2(2)では、Eへの贈与が法定追認(125条5号)に当たることの指摘が求められる。

第2問について

問1は、乙地上の丙の敷地部分の時効取得をCがDに対して主張できるか否かを、民法162条1項および2項を根拠とする場合のそれぞれについて検討することを求めている。同条各項の定める成立要件の理解とその充足の判断（占有の承継（187条）に関する知識も必要となる）に加え、Cが時効取得をDに対抗するにあたっての登記の要否（177条）の検討をすることが必要である。

問2については、問1で問われた知識をふまえて、「所有の意思」要件の正確な理解をもとに、162条1項の取得時効完成のために併せて主張すべき前主Bの占有に瑕疵があることを指摘し、そのことによる問1の検討および結論の変化について説明することが求められる。

以上